

## ご利用いただける方

### 対象となる業種・企業の規模

#### 【中小企業者】

業種	資本金	従業員数
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注) 資本金及び従業員数のいずれかが該当する方  
(NPO法人の場合は従業員数が該当する方)

#### 【特定事業者】

業種	従業員数
製造業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
小売業	300人以下
サービス業	

#### 【小規模企業者】

業種	従業員数
商業及びサービス業	5人以下
宿泊業及び娯楽業	20人以下
その他の業種	20人以下

#### 【組合】

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒類業組合、内航海運組合

#### 事業歴

県内において、現に営む事業を1年以上（中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金については6月以上）継続して営んでいること。  
ただし、創業支援資金及び事業承継対策資金については県内居住者であればよい。

#### 納税

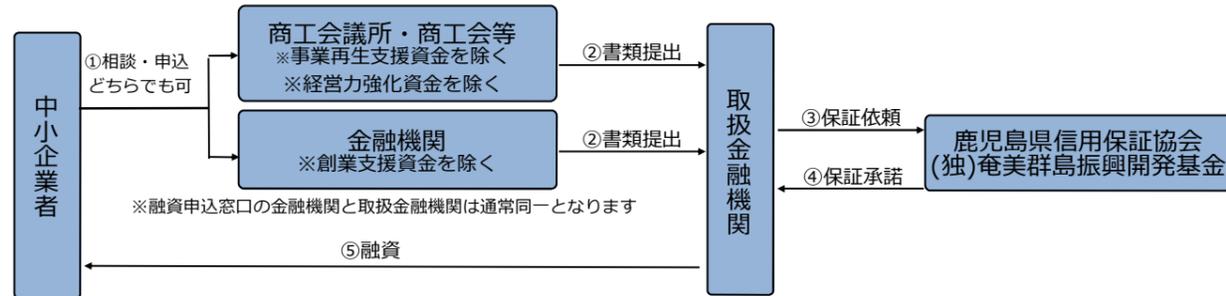
県民税及び市町村民税を完納していること。

#### 許可

許認可等が必要な業種は、その許可等を受けていること。

## 相談・申込手続き

融資を希望する中小企業者の方は、商工会議所、商工会（組合は、鹿児島県中小企業団体中央会）または金融機関にお申込みください。  
なお、融資にあたっては保証機関及び取扱金融機関の審査があります。  
手続きに必要な書類については、申込先へお問い合わせください。



## 取扱金融機関

- 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合
- 福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行(県内営業店に限る)
- 商工組合中央金庫鹿児島支店

## 問い合わせ先

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課金融係

電話 099-286-2946

ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/yushi/index.html>

# 令和8年度 中小企業者のための 鹿児島県融資制度のご案内

## 鹿児島県中小企業融資制度とは

県が定めた融資条件(利率・限度額・要件等)のもと、金融機関と保証機関が協力して中小企業者へ融資を行う制度です。

中小企業者の経営の合理化や経営の安定強化に必要な資金調達を支援し、県内中小企業者の健全な振興発展を図ることを目的としています。

## 資金の種類

鹿児島県中小企業融資制度では、汎用資金2資金、経済活性化支援資金4資金、経営安定対策資金7資金の計13資金を設けています。

汎用資金	様々な用途に活用できる資金です。
経済活性化支援資金	特定の目的（創業や事業承継など）を対象に、汎用資金より利率や保証料率を優遇した資金です。
経営安定対策資金	災害発生や経済変動、事業再生などにおいて、経営の安定化のために活用できる資金です。

中小企業者の皆様の様々な目的に応じた資金を設けています。資金の詳細は見開きをご覧ください

・一般的な資金を活用したい	▶ 中小企業振興資金
▶ 小規模企業者である	▶ 小規模企業活力応援資金
・鹿児島県内で創業したい	▶ 創業支援資金
・後継者に事業承継を考えているが、資金繰りに不安がある	▶ 事業承継対策資金
・感染症対策のためにサーモグラフィーを設置したい ・耐震改修したいが、工事期間の休業中の資金繰りが厳しい	▶ 事業活動継続支援資金
・独自の技術を生かして事業展開したい ・DXやカーボンニュートラルの実現に取り組みたい	▶ 新分野開拓等支援資金
・取引先の企業が倒産して売掛金が回収できず、資金繰りが厳しい ・最近、景気が悪く、売上が落ちて資金繰りに困っている	▶ 緊急経営対策資金
・市町村よりセーフティネット保証(※)に係る特定中小企業者の認定を受けている	▶ セーフティネット対応資金
<small>※ セーフティネット保証 取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、県信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。</small>	
・中小企業活性化協議会等の支援を受け、事業再生に取り組んでいる ・返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えたい	▶ 事業再生支援資金
・各種法律に基づいた計画を策定し、経営力の強化を図りたい	▶ 経営力強化資金
・経営改善を目的とした事業や支援機関を利用しながら経営改善や賃上げに取り組みたい	▶ 経営改善支援資金
・物価高騰や人件費上昇への対応により、経営が苦しい	▶ 物価高騰等対策特別資金

区分	資金名	資金使途	資金使途	融資限度額	融資期間(うち据置期間)		融資利率(※1)		信用保証料率(県補助後)(※2、3、4)		申込先
汎用資金	中小企業振興資金	通常の運転資金・設備資金	運転設備資金	5,000万円	7年以内(12月以内)		<b>基準金利</b> 1年以内 年1.95% 1年超3年以内 年2.15% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.45% または変動金利 年2.55% または変動金利 変動金利		年0.29%～年1.59%		商工会議所 商工会等 金融機関
			設備資金	7,000万円	15年以内(12月以内)				年0.29%～年1.74%		
汎用資金	小規模企業活力応援資金(※5)	小規模企業者に対する資金	運転資金 設備資金	2,000万円 ただし、既存の保証付 融資残高との合計で、 2,000万円の範囲内	運転 設備	5年以内(6月以内) 7年以内(6月以内)			年0.39%～年1.69%		
経済活性化支援資金	創業支援資金(※5)	(1) 国が認定した市町村の特定創業支援等事業による支援を受けて、新たに事業を開始しようとするとき (2) 商工団体の推薦を受けて、新たに事業を開始しようとするとき	運転資金 設備資金	2,000万円	運転 設備	7年以内(12月以内) 10年以内(12月以内) (※6)			年0.13%～年1.58% ※創業関連保証の場合年 0.68%、スタートアップ創 出促進保証の場合年0.88%	女性や青年(30歳 未満)による創業 の場合さらに 0.32%引き下げ	商工会議所 商工会等
	事業承継対策資金	(1) 事業を承継しようとするとき(承継後5年以内を含む) (2) 中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けて事業承継を行おうとするとき (3) 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継計画を策定し、事業承継を行おうとするとき	運転資金 設備資金	3,000万円	運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0%～年1.26%		
	事業活動継続支援資金	耐震改修(耐震診断、補強設計を含む)に取り組むとき	運転資金 設備資金	28,000万円	運転 設備	15年以内(24月以内) 20年以内(36月以内)			年0%		
		国の認定を受けた事業継続力強化計画等に基づいて、自然災害やサイバー攻撃、感染症の流行等の異常な現象に直接又は間接に起因するリスクに対する事前対策(防災・減災等)に取り組むとき	運転資金 設備資金	8,000万円	運転 設備	7年以内(24月以内) 15年以内(36月以内)			年0.63%		
新分野開拓等支援資金	(1) 独自の技術・特許等を生かして事業展開しようとするとき (2) (公財)かごしま産業支援センターが行う事業の採択を受け、その技術等を生かして事業展開しようとするとき (3) DXの実現に向け、IoT・キャッシュレス決済・テレワーク等の導入、デジタル技術の活用、デジタル人材の育成や新産業創出に取り組むとき (4) カーボンニュートラルの実現に向け、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、環境・新エネルギー分野における製品開発等を行うとき	運転資金 設備資金	15,000万円	運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0%～年1.26%		商工会議所 商工会等 金融機関	
経営安定対策資金	緊急災害対策資金	災害により経営に影響を受けたとき (1) 激甚法、災害救助法又は被災者生活再建支援法の適用を受ける災害により被災したとき (2) 知事特認災害により被災したとき	運転設備資金	2,000万円	7年以内(24月以内)				(1) 年0% (2) 年0%～年1.40%		商工会議所 商工会等 金融機関
			設備資金	3,000万円	10年以内(36月以内)						
	緊急経営対策資金	取引先の倒産や最近の経済変動により経営に影響を受けたとき	運転資金	2,000万円	7年以内(24月以内)				年0.13%～年1.58%		
			設備資金	3,000万円	10年以内(36月以内)						
	セーフティネット対応資金	中小企業信用保険法第2条第5項の特定中小企業者に該当するとき(※7) (1) 第1号から第4号、第6号(大型倒産、突発的災害等) (2) 第5号、第7号、第8号(不況業種、金融機関合理化等)	運転資金 設備資金	5,000万円	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)				(1) 年0.65% (2) 年0.62%		
	事業再生支援資金	(1) 中小企業活性化協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うとき (2) 返済条件の緩和を実施した既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換えるとき	運転資金 設備資金	5,000万円	(1) 15年以内 (12月又は36月以内※8) (2) 15年以内(12月以内※9)				(1) 年0.48%(※10) ※事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の場合は年0.3%		
	経営力強化資金	(1) 県の承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営むとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0.31%		金融機関
		(2) 国の認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営むとき			運転 設備 借換	5年以内(12月以内) 7年以内(12月以内) 10年以内(12月以内)			年0.79%		
		(3) 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うとき ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けているとき(既往の新型コロナウイルス感染症に係る借入金を借り換える場合に限る。) ②その他のとき			運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			①年0.48% ②年0.13%～年1.43%		
		(4) 市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて事業を営むとき			運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0.64%		
(5) 県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づいて事業を営むとき		運転 設備			7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0.64%			
経営改善支援資金	(1) 中小企業活性化協議会の助言又は指導を受けて作成した早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うとき (2) よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うとき (3) 国の新事業進出補助金又は事業再構築補助金や、労働局の業務改善助成金に係る計画の採択を受けて経営改善を行うとき (4) 前年度と比較して、当年度の最低賃金を3%以上引き上げたとき	運転資金 設備資金	5,000万円	運転 設備	7年以内(24月以内) 10年以内(36月以内)			年0.13%～年1.58%			
物価高騰等対策特別資金	A 物価高騰関連：以下のいずれにも該当するとき (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したとき (2) (1)の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったとき (3) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるとき B 人件費上昇関連：以下のいずれにも該当するとき (1) 最近1年間のいずれかの1月間において、人件費と労務費の計(一人当たり又は総額)が前年同期に比べて3%以上上昇したとき (2) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であるとき	運転資金	2,000万円	5年以内(12月以内)				年0%		商工会議所 商工会等 金融機関	

※1 融資利率については、金融情勢により変動することがあります。  
 ※2 信用保証料率について、担保の提供がある場合は、0.1%の引き下げが適用されます(一部資金を除く。)  
 ※3 パートナーシップ構築宣言の宣言事業者、鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者又はかごしま「働き方改革」推進企業は、さらに0.1%の引き下げが適用されます(全資金が対象)。  
 ※4 経営者保証の免除に際し、保証料が上乗せとなる場合があります。  
 ※5 NPO法人の場合は、小規模企業活力応援資金及び創業支援資金は利用できません。  
 ※6 一般保証で対応する場合の据置期間は、運転資金にあっては24月以内、設備資金にあっては36月以内となります。  
 ※7 特定中小企業者とは取引先企業等の倒産、突発的災害、全国的に業況の悪化している業種に属している、金融機関合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業者の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた方です。  
 ※8 事業再生計画実施関連保証の場合12月以内、事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)の場合36月以内。  
 ※9 資金の目的の(2)であって新たな事業資金の追加を含む場合の据置期間は24月以内となります。  
 ※10 責任共有制度対象外の保証付き既往借入金を同額以内で借り換える場合、または求償権消滅保証を利用する場合は責任共有制度対象外となり、保証料率は年0.68%となります。  
 ● 返済方法は、原則として毎月均等分割返済です。ただし、中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金の1年以内の融資にあっては一括又は均等分割返済です。  
 ● 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。  
 ● その他、融資条件の詳細については、商工会議所または商工会(組合は、鹿児島県中小企業団体中央会)、取扱金融機関、保証機関にお問い合わせください。